

改正後	現行								
第1 趣旨 (現行のとおり)	第1 趣旨 (略)								
第2 用語の定義 (現行のとおり)	第2 用語の定義 (略)								
<p>第3 認証事項及び認証要件</p> <p>1 認証事項 (現行のとおり)</p> <p>2 認証要件            認証事項について、次の(1)及び(2)に定める認証要件に適合していることを確認する。            (1) (現行のとおり)            (2) 当該住宅における再生可能エネルギー利用設備の設置            ア 新築する建築物又はその敷地において、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たす再生可能エネルギー利用設備を<u>いずれか1種類以上</u>設置していることを確認する。</p>	<p>第3 認証事項及び認証要件</p> <p>1 認証事項 (略)</p> <p>2 認証要件            認証事項について、次の(1)及び(2)に定める認証要件に適合していることを確認する。            (1) (略)            (2) 当該住宅における再生可能エネルギー利用設備の設置            ア 新築する建築物又はその敷地において、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たす再生可能エネルギー利用設備を設置していることを確認する。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 767 394 804">種類</th> <th data-bbox="394 767 1106 804">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 804 394 1485">太陽光発電システム</td> <td data-bbox="394 804 1106 1485">           (1) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)又は同等以上のものであること。            (2) 太陽光発電システムから供給される電力が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。            (3) 停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。            (4) 地絡検知機能を有していること。            (5) 設置される太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(単位         </td> </tr> </tbody> </table>	種類	要件	太陽光発電システム	(1) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)又は同等以上のものであること。 (2) 太陽光発電システムから供給される電力が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。 (3) 停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。 (4) 地絡検知機能を有していること。 (5) 設置される太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1229 767 1420 804">種類</th> <th data-bbox="1420 767 2130 804">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1229 804 1420 1485">太陽光発電システム</td> <td data-bbox="1420 804 2130 1485">           (1) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)又は同等以上のものであること。            (2) 太陽光発電システムから供給される電力が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。            (3) 停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。            (4) 地絡検知機能を有していること。            (5) 設置される太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(単位         </td> </tr> </tbody> </table>	種類	要件	太陽光発電システム	(1) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)又は同等以上のものであること。 (2) 太陽光発電システムから供給される電力が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。 (3) 停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。 (4) 地絡検知機能を有していること。 (5) 設置される太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(単位
種類	要件								
太陽光発電システム	(1) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)又は同等以上のものであること。 (2) 太陽光発電システムから供給される電力が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。 (3) 停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。 (4) 地絡検知機能を有していること。 (5) 設置される太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(単位								
種類	要件								
太陽光発電システム	(1) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPvm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)又は同等以上のものであること。 (2) 太陽光発電システムから供給される電力が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。 (3) 停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。 (4) 地絡検知機能を有していること。 (5) 設置される太陽光発電システムの出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(単位								

改正後			現行		
		キロワット、小数点以下第3位を四捨五入する。)とし、当該出力値が50kW未満であること。			キロワット、小数点以下第3位を四捨五入する。)とし、当該出力値が50kW未満であること。
	太陽熱利用システム	(1) 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調(輻射式の暖房を含む。以降同じ。)又は給湯及び空調に利用するシステムで、液体集熱式(強制循環式に限る。)又は空気集熱式によるものであること。 (2) 集熱器が、日本産業規格のJIS A 4112に規定する基準相当の性能を持つものとして都が認めるものであること。 (3) 太陽熱利用システムから供給される熱が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。		太陽熱利用システム	(1) 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調(輻射式の暖房を含む。以降同じ。)又は給湯及び空調に利用するシステムで、液体集熱式(強制循環式に限る。)又は空気集熱式によるものであること。 (2) 集熱器が、日本産業規格のJIS A 4112に規定する基準相当の性能を持つものとして都が認めるものであること。 (3) 太陽熱利用システムから供給される熱が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。
	地中熱利用システム	(1) 地中の熱を熱源として給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用するものであること。 (2) 暖房時エネルギー消費効率(定格COP値)が3.7以上であること。 (3) 地中熱利用システムから供給される熱が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。		地中熱利用システム	(1) 地中の熱を熱源として給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用するものであること。 (2) 暖房時エネルギー消費効率(定格COP値)が3.7以上であること。 (3) 地中熱利用システムから供給される熱が、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されていること。
イ (現行のとおり)			イ (略)		
第4 住宅の耐震性 (現行のとおり)			第4 住宅の耐震性 (略)		
第5 住宅の環境性能のより良い品質の確保に向けた取組(オール電化、蓄電池システム及びV2H) (現行のとおり)			第5 住宅の環境性能のより良い品質の確保に向けた取組(オール電化、蓄電池システム及びV2H) (略)		
<p>附 則 (令和元年7月4日付31環地環第104号) この指針は、令和元年7月4日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年3月22日付2環地環第165号) 1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。 2 この指針の施行日前に要綱第9条の申請がなされた住宅に対する要綱第11</p>			<p>附 則 (令和元年7月4日付31環地環第104号) この指針は、令和元年7月4日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年3月22日付2環地環第165号) 1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。 2 この指針の施行日前に要綱第9条の申請がなされた住宅に対する要綱第11</p>		

改正後	現行
<p>条の審査（以下「設計確認審査」という。）又は要綱第 14 条の審査（以下「設計変更確認審査」という。）については、なお従前の例による。</p> <p>3 建築主、手続代行者及び認証審査機関は、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、認証等の一部又は全部について、なお従前の例によることができる。</p> <p>なお、認証審査機関は、建築主からの申請のうち、改正前の東京ゼロエミ住宅指針（以下「旧指針」という。）に基づく部分に対しては旧指針に、この指針に基づく部分に対してはこの指針に基づき設計確認審査又は設計変更確認審査を行わなければならない。</p> <p>4 建築主及び手続代行者は、この指針の本則に基づき設計確認審査が実施された部分に対して設計変更確認申請を行おうとするときは、この指針の本則に基づくものとし、第 3 項の規定により旧指針に基づき設計確認審査が実施された部分に対して設計変更確認申請を行おうとするときは、旧指針に基づくものとする。</p> <p>附 則（令和 4 年 2 月 2 日付 3 環地環第 204 号）</p> <p>1 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この指針の施行日前に要綱第 9 条の申請がなされた住宅に対する要綱第 11 条の審査（設計確認審査）又は要綱第 14 条の審査（設計変更確認審査）については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和 4 年 6 月 2 日付 4 環地環第 32 号）</p> <p>この指針は、令和 4 年 6 月 2 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 7 月 7 日付 4 環気環第 5 号）</p> <p>1 この指針は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この指針の施行日前に要綱第 9 条の申請がなされた住宅に対する要綱第 11 条の審査（設計確認審査）又は要綱第 14 条の審査（設計変更確認審査）については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和 5 年 2 月 14 日付 4 環気環第 303 号）</p> <p>この指針は、決定の日から施行する。</p> <p>附 則（令和 5 年 3 月 29 日付 4 環気環第 357 号）</p> <p>この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 6 年 3 月 29 日付 5 環気環第 481 号）</p>	<p>条の審査（以下「設計確認審査」という。）又は要綱第 14 条の審査（以下「設計変更確認審査」という。）については、なお従前の例による。</p> <p>3 建築主、手続代行者及び認証審査機関は、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、認証等の一部又は全部について、なお従前の例によることができる。</p> <p>なお、認証審査機関は、建築主からの申請のうち、改正前の東京ゼロエミ住宅指針（以下「旧指針」という。）に基づく部分に対しては旧指針に、この指針に基づく部分に対してはこの指針に基づき設計確認審査又は設計変更確認審査を行わなければならない。</p> <p>4 建築主及び手続代行者は、この指針の本則に基づき設計確認審査が実施された部分に対して設計変更確認申請を行おうとするときは、この指針の本則に基づくものとし、第 3 項の規定により旧指針に基づき設計確認審査が実施された部分に対して設計変更確認申請を行おうとするときは、旧指針に基づくものとする。</p> <p>附 則（令和 4 年 2 月 2 日付 3 環地環第 204 号）</p> <p>1 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この指針の施行日前に要綱第 9 条の申請がなされた住宅に対する要綱第 11 条の審査（設計確認審査）又は要綱第 14 条の審査（設計変更確認審査）については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和 4 年 6 月 2 日付 4 環地環第 32 号）</p> <p>この指針は、令和 4 年 6 月 2 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 7 月 7 日付 4 環気環第 5 号）</p> <p>1 この指針は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この指針の施行日前に要綱第 9 条の申請がなされた住宅に対する要綱第 11 条の審査（設計確認審査）又は要綱第 14 条の審査（設計変更確認審査）については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和 5 年 2 月 14 日付 4 環気環第 303 号）</p> <p>この指針は、決定の日から施行する。</p> <p>附 則（令和 5 年 3 月 29 日付 4 環気環第 357 号）</p> <p>この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 6 年 3 月 29 日付 5 環気環第 481 号）</p>

改正後	現行
<p>第1 この指針は、第2に定めるものを除き、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>2 この指針の施行日前に要綱第9条の申請がなされた住宅に対する要綱第11条の審査（設計確認審査）又は要綱第14条の審査（設計変更確認審査）については、なお従前の例による。</p> <p>第2 第5の規定を第6の規定とし、第5の規定として住宅の耐震性を追加した指針は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和6年9月4日付6環気環第241号）</u></p> <p><u>1 この指針は、令和6年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この指針の施行日前に要綱第9条の申請がなされた住宅に対する要綱第11条の審査（設計確認審査）又は要綱第14条の審査（設計変更確認審査）については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表1及び別表2 （別紙1のとおり）</p>	<p>第1 この指針は、第2に定めるものを除き、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>2 この指針の施行日前に要綱第9条の申請がなされた住宅に対する要綱第11条の審査（設計確認審査）又は要綱第14条の審査（設計変更確認審査）については、なお従前の例による。</p> <p>第2 第5の規定を第6の規定とし、第5の規定として住宅の耐震性を追加した指針は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表1及び別表2 （別紙2のとおり）</p>

## 別紙 1

別表 1 仕様規定の設備に関する基準

種類	要件
照明設備	LED（台所に設置するレンジフード内の手元灯は除く。）であること、かつ、玄関、トイレ、洗面・脱衣所、廊下及び階段のうち1箇所以上に人感センサー付き LED を設置すること。
暖房設備	主たる居室について次のイ又はロのいずれかに該当するものを使用して暖房し、かつ、当該単位住戸において電気ヒーター床暖房、電気ヒーター温水暖房器及び電気ヒーター給湯温水暖房器並びに電気蓄熱暖房器を使用しないこと。 イ 温水暖房用パネルラジエーターであって、次の（イ）から（ハ）までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの （イ） 潜熱回収型の石油熱源機 （ロ） 潜熱回収型のガス熱源機 （ハ） フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 ロ ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上 <u>又は定格冷房エネルギー消費効率が技術情報（住宅）に定める区分（イ）</u> であるもの －0.352×暖房能力（単位 キロワット）＋6.51
冷房設備	主たる居室について日本産業規格 B8615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上 <u>又は定格冷房エネルギー消費効率が技術情報（住宅）に定める区分（イ）</u> であるルームエアコンディショナーを使用して冷房すること。 －0.553×冷房能力（単位 キロワット）＋6.34
給湯設備	次の各号のいずれかの設備を設置し、かつ、設置された全ての設備が当該各号の要件を満たすものであること。 イ 電気ヒートポンプ給湯器 二酸化炭素が冷媒として使用された機種であり、日本産業規格 C9220 に規定するふろ熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.3 以上、貯湯缶が多缶の場合にあっては、3.0 以上であること。 ロ 潜熱回収型ガス給湯器 日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 86.6%以上であること。 ハ 潜熱回収型石油給湯器 日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 84.9%以上であること。 ニ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 WEB プログラムで選択することができる機種であること。 ホ コージェネレーション設備 WEB プログラムで選択することができる機種であり、かつ、停電時自立運転機能付きのものであること。
浴槽	給湯設備が追焚機能付きのものである場合に限り、日本産業規格 A5532 における高断熱浴槽の性能を満たしていること。ただし、当該単位住戸において浴槽が設置されていない場合は、この要件は適用しない。
配管方式	ヘッダーにより台所水栓・シャワー水栓・洗面水栓に分岐されており、かつ、分岐後（分岐後の部分的な先分岐を含む。）の全ての配管の径が 13A 以下であること。
水栓	2バルブ水栓以外の水栓であること。また、台所及び洗面水栓は水優先吐水機構付きのものであり、かつ、浴室シャワー水栓は手元止水機構及び小流量吐水機構付きのものであること。

全般換気設備	熱交換換気設備の有無に応じ、次の表に掲げる事項に該当するものであること。	
	熱交換換気設備の有無	<p>なし</p> <p>次のイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 比消費電力が0.3（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下の換気設備</p> <p>ロ 内径75ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備</p> <p>ハ 内径75ミリメートル以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備</p> <p>ニ 壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備</p> <p>あり</p> <p>次のイ及びロのいずれにも該当するもの</p> <p>イ 内径75ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備であって、有効換気量率が0.8以上であるもの</p> <p>ロ 熱交換換気設備が、日本産業規格 B8628 に規定する温度交換効率が70%以上のものであるもの</p>

備考 暖房設備、冷房設備、給湯設備及び全般換気設備については、要件の欄に掲げる事項に該当するもの又は技術情報等の方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

別表2 性能規定の設備に関する基準

種類	要件
照明設備	LED（台所に設置するレンジフード内の手元灯は除く。）であること、かつ、玄関、トイレ、洗面・脱衣所、廊下及び階段のうち1箇所以上に人感センサー付きLEDを設置すること。
暖房設備	<p><u>イ 当該単位住戸において電気ヒーター床暖房、電気ヒーター温水暖房器及び電気ヒーター給湯温水暖房器並びに電気蓄熱暖房器を使用しないこと。</u></p> <p><u>ロ 主たる居室について温水暖房用パネルラジエーターで暖房する場合にあっては、次の（イ）から（ハ）までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆をすること。</u></p> <p><u>（イ） 潜熱回収型の石油熱源機</u></p> <p><u>（ロ） 潜熱回収型のガス熱源機</u></p> <p><u>（ハ） フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機</u></p> <p><u>ハ 主たる居室についてルームエアコンディショナーで暖房する場合にあっては、日本産業規格 B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上又は定格冷房エネルギー消費効率が技術情報（住宅）に定める区分（イ）であること。</u></p> <p><u>－0.352×暖房能力（単位 キロワット）＋6.51</u></p> <p><u>ニ 単位住戸全体をダクト式セントラル空調機で暖房する場合にあっては、単位住戸に熱交換換気設備を採用し、ヒートポンプを熱源とするものを使用すること。</u></p>
冷房設備	<p><u>イ 主たる居室についてルームエアコンディショナーで冷房する場合にあっては、日本産業規格 B8615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上又は定格冷房エネルギー消費効率が技術情報（住宅）に定める区分（イ）であること。</u></p> <p><u>－0.553×冷房能力（単位 キロワット）＋6.34</u></p> <p><u>ロ 単位住戸全体をダクト式セントラル空調機で冷房する場合にあっては、単位住戸に熱交換換気設備を採用し、ヒートポンプを熱源とするものを使用すること。</u></p>

備考 暖房設備及び冷房設備については、要件の欄に掲げる事項に該当するもの又は技術情報等の方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

別表 1 仕様規定の設備に関する基準

種類	要件
照明設備	LED（台所に設置するレンジフード内の手元灯は除く。）であること、かつ、玄関、トイレ、洗面・脱衣所、廊下及び階段のうち1箇所以上に人感センサー付き LED を設置すること。
暖房設備	主たる居室について次のイ又はロのいずれかに該当するものを使用して暖房し、かつ、当該単位住戸において電気ヒーター床暖房、電気ヒーター温水暖房器及び電気ヒーター給湯温水暖房器並びに電気蓄熱暖房器を使用しないこと。 イ 温水暖房用パネルラジエーターであって、次の（イ）から（ハ）までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの （イ） 潜熱回収型の石油熱源機 （ロ） 潜熱回収型のガス熱源機 （ハ） フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 ロ ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの（エネルギー消費効率の区分が（イ）であるもの） －0.352×暖房能力（単位 キロワット）＋6.51
冷房設備	主たる居室について日本産業規格 B8615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるルームエアコンディショナー（エネルギー消費効率の区分が（イ）であるもの）を使用して冷房すること。 －0.553×冷房能力（単位 キロワット）＋6.34
給湯設備	次の各号のいずれかの設備を設置し、かつ、設置された全ての設備が当該各号の要件を満たすものであること。 イ 電気ヒートポンプ給湯器 二酸化炭素が冷媒として使用された機種であり、日本産業規格 C9220 に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.3 以上、貯湯缶が多缶の場合にあっては、3.0 以上であること。 ロ 潜熱回収型ガス給湯器 日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 86.6%以上であること。 ハ 潜熱回収型石油給湯器 日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 84.9%以上であること。 ニ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器 WEB プログラムで選択することができる機種であること。 ホ コージェネレーション設備 WEB プログラムで選択することができる機種であり、かつ、停電時自立運転機能付きのものであること。
浴槽	給湯設備が追焚機能付きのものである場合に限り、日本産業規格 A5532 における高断熱浴槽の性能を満たしていること。ただし、当該単位住戸において浴槽が設置されていない場合は、この要件は適用しない。
配管方式	ヘッダーにより台所水栓・シャワー水栓・洗面水栓に分岐されており、かつ、分岐後（分岐後の部分的な先分岐を含む。）の全ての配管の径が 13A 以下であること。
水栓	2バルブ水栓以外の水栓であること。また、台所及び洗面水栓は水優先吐水機構付きのものであり、かつ、浴室シャワー水栓は手元止水機構及び小流量吐水機構付きのものであること。

全般換気設備	熱交換換気設備の有無に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は技術情報等の方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。	
	熱交換換気設備の有無	<p>なし</p> <p>次のイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 比消費電力が0.3（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下の換気設備</p> <p>ロ 内径75ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備</p> <p>ハ 内径75ミリメートル以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備</p> <p>ニ 壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備</p> <p>あり</p> <p>次のイ及びロのいずれにも該当するもの</p> <p>イ 内径75ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備であって、有効換気量率が0.8以上であるもの</p> <p>ロ 熱交換換気設備が、日本産業規格 B8628 に規定する温度交換効率が70%以上のものであるもの</p>

別表2 性能規定の設備に関する基準

種類	要件
照明設備	LED（台所に設置するレンジフード内の手元灯は除く。）であること、かつ、玄関、トイレ、洗面・脱衣所、廊下及び階段のうち1箇所以上に人感センサー付きLEDを設置すること。
暖房設備	<p><u>居室のみを暖房する場合にあっては、主たる居室について次のイ又はロのいずれかに該当するものを使用して暖房し、かつ、当該単位住戸において電気ヒーター床暖房、電気ヒーター温水暖房器及び電気ヒーター給湯温水暖房器並びに電気蓄熱暖房器を使用しないこと。</u></p> <p><u>イ 温水暖房用パネルラジエーターであって、次の（イ）から（ハ）までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの</u></p> <p><u>（イ） 潜熱回収型の石油熱源機</u></p> <p><u>（ロ） 潜熱回収型のガス熱源機</u></p> <p><u>（ハ） フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機</u></p> <p><u>ロ ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの（エネルギー消費効率の区分が（イ）であるもの）</u></p> <p><u>－0.352×暖房能力（単位 キロワット）＋6.51</u></p> <p><u>単位住戸全体を暖房する場合にあっては、ダクト式セントラル空調機であって、次のイからハまでのいずれにも該当するもの（単位住戸に熱交換換気設備を採用する場合に限る。）を使用すること。</u></p> <p><u>イ ヒートポンプを熱源とするもの</u></p> <p><u>ロ 可変風量制御方式であるもの</u></p> <p><u>ハ 外皮の室内側に全てのダクトを設置するもの</u></p>
冷房設備	<p><u>居室のみを冷房する場合にあっては、主たる居室について日本産業規格 B8615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が以下の算出式により求められる基準値以上であるルームエアコンディショナー（エネルギー消費効率の区分が（イ）であるもの）を使用し冷房すること。</u></p> <p><u>－0.553×冷房能力（単位 キロワット）＋6.34</u></p> <p><u>単位住戸全体を冷房する場合にあっては、ダクト式セントラル空調機であって、次のイからハまでのいずれにも該当するもの（単位住戸に熱交換換気設備を採用する場合に限る。）を使用すること。</u></p> <p><u>イ ヒートポンプを熱源とするもの</u></p> <p><u>ロ 可変風量制御方式であるもの</u></p> <p><u>ハ 外皮の室内側に全てのダクトを設置するもの</u></p>